

エクステンディッドアクセスユーザー - このプログラムのエクステンディッドアクセス機能を使うには、サービス管理者からこのプログラム使用の適切なライセンスを入手する必要があります。サービス管理者から承認を得られない場合は、使用することはできません。サービス管理者から入手したライセンスは以下に示されるライセンスよりも優先されます、このプログラムのインストールを継続するためには "受け入れます" ボタンをクリックしてください。

その他のユーザー - 以下の文章をよく読んでください。プログラムをインストールされるとお客様がライセンスを同意したものとみなします。

以下の「プログラム」の使用許諾条件を、プログラムをインストールされる前に注意深くお読みください。「プログラム」を導入されると、お客様がこれらの条件に同意したものとみなします。AT&Tグローバル・ネットワーク・サービス L. L. C. ("AT&T") またはそのローカル・サービス提供会社は、お客様が「プログラム」を導入することによってこの許諾条件を受け入れた場合にのみ、お客様に対して「プログラム」の使用を許諾します。お客様がこの許諾条件に同意しない場合は、「プログラム」を使用しないでください。この「プログラム」を購入元に返却するか破棄してください。

これらの許諾条件は、お客様が「プログラム」を導入し使用することに対して適用されます。「プログラム」には、AT&Tに製品、サービスを提供する会社（以下「ライセンサー」といいます。）の著作権対象の資料とプログラムが含まれます（以下あわせて「プログラム」といいます。）。この使用権はAT&Tまたはお客様の国のローカル・サービス提供会社（以下あわせて「我々」といいます。）がお客様に許諾するものです。ローカル・サービス提供会社および各国特有の条件は、この使用契約の末尾に記載されています。

このパッケージに含まれている「プログラム」は、AT&Tのサービスを契約するお客様のためであり、その他のユーザーの使用を意図したものではありません。お客様は、このパッケージに含まれている「プログラム」を、お客様がAT&Tから入手したのではない「プログラム」のアップグレードのために使用することはできません。

1. 使用許諾

「プログラム」は使用許諾されるものであり、売買されるものではありません。「プログラム」の著作権はお客様には移転しません。AT&Tが「プログラム」の著作権を保有しているか、「プログラム」の著作権者から使用許諾されているものです。お客様は、この使用契約に基づきお客様に許諾されるもの以外の権利は取得しません。「プログラム」とは、プログラムの原本（改訂版、拡張版、更新版などを含みます。）、およびその全体または部分の複製物を意味し、修正された複製物や、他のプログラムと組み合わせられた部分も含みます。「プログラム」の使用および使用結果についてはお客様の責任とします。お客様は「プログラム」を、ローカル・サービス提供会社のネットワークへのアクセスに関連して使用するものとし、一時点で一台の機械でのみ使用することができます。お客様は、法律により特に定めがある場合を除き、「プログラム」を逆アセンブルまたは逆コンパイルすることはできません。お客様は、「プログラム」を再使用許諾、賃貸、貸与または譲渡することはできません。

2. 保証および責任の限定

「プログラム」および、AT&Tがそのサービスの一部としてお客様に提供するその他の製品に対しては、保証は適用されません。本ご使用条件に別段の定めがない限り、AT&Tも「ライセンサー」も、AT&Tの「プログラム」、サービスまたはAT&Tもしくは「ライセンサー」が提供する関連製品、または他のサービス提供会社のサービスについて、市場性、品質、および特定の目的に対する適合性について、保証も表明もせず、また条件を設けません。何らかのエラーが発生した場合に人体、財産、環境または事業に対する損害または傷害が生じるような危険度の高い活動において、「プログラム」または関連製品を使用することはできません。かかる使用に対する危険のすべてはお客様の責任とします。AT&Tは、第三者の提供物または製品に関して、権利の保証またはその他の保証はしません。「プログラム」または製品に誤りがないことも保証しません。

AT&Tおよび「ライセンサー」は、「プログラム」、サービスまたはAT&Tが提供する関連製品、または他のサービス提供会社のサービスもしくは製品への、お客様によるアクセスまたはその使用が、第三者の知的所有権を侵害しているとの裁判上または裁判外の請求から生じる債務または責任を負いません。

AT&Tまたは「ライセンサー」は、債務不履行、不法行為その他請求の原因のいかんを問わず、次に該当する場合は責任を負いません。

- A) 逸失利益、営業収入損失または期待した節約が実現しないことを含み、予見の有無を問わず、直接損害、特別損害、間接損害、結果損害、付随損害またはデータ・プログラムなど無体物に対する損害
- B) 第三者からの損害賠償請求に基づく損害

本条項はお客様の請求の基礎となる請求原因に関係なくお客様によるすべての請求に適用されます。かかる請求原因には、次のものが含まれますが、これらに限定されません。

- a) 契約違反(たとえ、その性質上、重要な条件の違反であったとしても)
- b) 過失、不当表示を含む不法行為

いかなる場合にも、本契約に関してお客様がお客様の責任を履行しなかったことによる損害、もしくはAT&Tと「ライセンサー」の責に帰すことのできない理由(AT&Tと「ライセンサー」の義務の履行遅滞や「ユーザーID」の誤用の類を含みます。)による損害に関しては、AT&Tと「ライセンサー」は、一切の責任を負いません。本条項に規定されているすべての制限と免責については、この使用契約の受益者と想定されるAT&Tと「ライセンサー」への製品提供会社に適用されるものとします。ここに記載されたあらゆる権利または制限は、両当事者に適用される責任の上限を規定したものです。

3. お客様の追加の権利

お客様は法律(消費者法律のような)に基づく、黙示の保証の排除または、損害賠償請求権の排除または制限を認めない、追加の権利を有するかもしれません。これらの法律が適用される場合、AT&Tの排除または制限はお客様に適用されません。

4. その他

AT&Tは、「プログラム」に関してサポート、プログラム・サービスあるいは支援などは提供いたしません。

「プログラム」は、AT&Tが使用するための接続実績に関する情報を集めるために設計されたコードを含んでいます。かかる情報(以下「情報」といいます。)には、お客様が使用しているオペレーティング・システムおよびモデムについての情報、ダイヤルされたローカル・サービス提供会社拠点電話番号、お客様のご使用回線情報(お客様がブロックした場合を除きます。)、お客様のIPアドレス、アカウント識別およびユーザー識別、ならびに接続エラー・コード情報が含まれます。この使用契約の条件を受け入れることによって、お客様は、AT&Tが「プログラム」を通して収集する「情報」について、AT&Tがお客様にAT&Tのサービスを提供する目的で適切と考える形での、AT&Tによる収集と使用に同意します。

お客様は、この使用契約またはプログラムの使用に起因する全ての税およびお客様の財産税を含む支払いに責任を負います。お客様は、該当する輸出関連法規を遵守するものとします。この使用契約に基づく請求権は、請求のいかんにかかわらずその原因が発生した日から2年を経過した時に、消滅するものとします。この使用契約およびお客様のすべての権利と義務は、お客様のローカル・サービス提供会社が所在する国の法律に従うものとします。

お客様は、いつでもこの使用契約を解約し、使用权を終了させることができます。サービスを解約した場合、使用权は自動的に終了されます。お客様がこの使用契約の条件を遵守しなかった場合には、AT&Tはお客様の使用权を終了させることができます。いずれの終了の場合も、お客様は「プログラム」およびすべての複製物を破棄するものとします。

本規約に関するすべての紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

付則 A

現地サービスプロバイダのリスト(最終更新日September 10, 2002)

国名	プロバイダ
Argentina	AT&T Communication Services Argentina S.R.L.
Australia	AT&T Global Network Services Australia PTY Ltd
Austria	AT&T Global Network Services Austria GmbH
Belgium	AT&T Global Network Services Belgium SPRL
Brazil	AT&T Global Network Services Brasil Ltda.
Bulgaria	AT&T Global Network Services Bulgaria Ltd.
Canada	AT&T Global Network Services Canada Co.
Chile	AT&T Red Global de Telecomunicaciones Ltda.
Colombia	AT&T Global Network Services Columbia Ltda.
Croatia	AT&T Global Network Services, d.o.o. Zagreb
Cyprus	AT&T Global Network Services Cyprus Limited.
Czech Republic	AT&T Global Network Services Czech Republic s.r.o.
Denmark	AT&T Global Network Services Danmark ApS
Ecuador	AT&T Global Network Services Ecuador Cia. Ltda.
Finland	AT&T Global Network Services Finland Oy
France	AT&T Global Network Services France, SAS

Germany	AT&T Global Network Services Deutschland GmbH
Greece	AT&T Global Network Services (Hellas) E.P.E.
Hong Kong	AT&T Global Network Services Hong Kong Limited.
Hungary	AT&T Global Network Services Hungary Kft.
Indonesia	Sistelindo Mitra Lintas
Irish Republic	AT&T Global Network Services Ireland Limited.
Italy	AT&T Global Network Services Italia S.p.A.
Israel	AT&T Global Network Services International Inc. - Israel Branch Office
Japan	AT&T グローバル・ネットワーク・サービス・ジャパン LLC
Luxembourg	AT&T Global Network Services Luxembourg S.a.r.l.
Malaysia	VADS Sdn Bhd
Mexico	AT&T Global Network Services Mexico S. de R.L. de C.V.
Netherlands	AT&T Global Network Services Nederland B.V.
Netherlands Antilles	AT&T Global Network Services Netherlands Antilles N.V.
New Zealand	AT&T Global Network Services International Inc. - New Zealand Branch
Norway	AT&T Global Network Services Norge LLC - Norwegian Branch Office
Pakistan	AT&T Global Network Services International Inc., Pakistan Branch
People's Republic of China	AT&T Global Network Services Hong Kong Limited.
Peru	AT&T Global Network Services del Peru S.R.L.
Philippines	Phillippine Long Distance Telephone Co.
Poland	AT&T Global Network Services Polska Sp.zo.o.
Portugal	Compensa Servicos de Telecomunicacoes, S.A.
Puerto Rico	AT&T Global Network Services Puerto Rico Inc.
Romania	AT&T Global Network Services Romania SRL
Russian Federation	AT&T Global Network Services LLC, Russia Branch
Singapore	AT&T Worldwide Telecommunication Services Singapore Pte. Ltd.
Slovak Republic	AT&T Global Network Services Slovakia, s.r.o.
Slovenia	AT&T globalne omrezne storitve d.o.o.
South Africa	AT&T Global Network Services SA (Pty) Limited (registration number 89/01259/07)
South Korea	AT&T Global Network Services Korea LTD. (Yahan Hosea)
Spain	AT&T Global Network Services Espana, S.L. C/ Albacete n.3 - Edificio NCR 4 planta.28027 Madrid
Sweden	AT&T Global Network Services Sweden AB

Switzerland and Lichtenstein	AT&T Global Network Services Switzerland Sarl 31, Route de l'ATroport Le Grand-Saconnex CH - 1215 Geneva
Taiwan	AT&T Global Network Services Taiwan Ltd. [yhsien kungsze]
Turkey	AT&T Global Iletisim Servisleri Limited Sirketi [Ltd. Sti.]
UK	AT&T Global Network Services (UK) B.V. - UK Branch
USA	AT&T Global Network Services, L.L.C.
Venezuela	AT&T Global Network Services Venezuela LLC - Venezuela Branch

国別の固有の条件

以下の条項は当プログラム使用許諾契約書に対する各国固有の修正条項です。これらの修正条項により明示的に修正または削除されていないプログラム使用許諾契約書の条項はすべて引き続き有効とします。

A.1 米国。 ニューヨーク州の州法が当プログラム許諾契約書に適用されます。

A.2 カナダ。 オンタリオ州の州法が当プログラム許諾契約書に適用されます。

A.3 オーストラリア。 当プログラム許諾契約書に基づき必要とされるすべての通知を以下の宛先に送付することにお客様は同意するものとします。 AT&T Global Network Services Business Manager, Level 4, 68 Waterloo Road, North Ryde, NSW 2113 Australia .

第2章「保証の否認および責任の制限」を以下のとおり修正します。 Trade Practices Act 1974 の黙示の条件または保証に弊社が違反した場合、弊社の責任は以下のいずれか、すなわち、(a) サービスの提供の場合 - サービスを再提供するための費用；または (b) 製品の提供の場合 - 当該製品の修理または交換あるいは同等品の提供、のいずれかに限られるものとします。条件または保証が販売の権利、平穩保持または明白な権原、または通常、個人用、家事用または家庭用として取得される製品に関連する場合は、当条項の制限条項は適用されないものとします。

A.4 ニュージーランド。 第2条「保証の否認および責任の制限」を以下のとおり変更します。弊社が提供する製品またはオフレミングをお客様が Consumer Guarantees Act 1993 に定義された営業目的のために取得した場合、同条項はそれらについては適用されません。お客様が製品およびサービスを同法に定義された営業目的以外のために取得した場合は、当条の制限は同条項の制限に支配されるものとします。

A.5 ドイツ、オーストリア、スイス。 第3条「お客様の追加の権利」に代えて、以下の文言が適用されます。「当プログラム使用許諾契約書に規定された制限ならびに除外条項は、弊社の故意または重過失に起因する損害には適用されないものとします。保証付の特性については弊社は責任を負いません。」

第4条「一般条項」を以下のとおり変更します。「提訴に関する制限は、弊社または、お客様または弊社のそれぞれの代理人による不法行為の場合には適用されません。」

A.6 日本。 当プログラム許諾契約書に関するすべての紛争についての管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

A.7 イタリア。 示された契約文言は確認のためのみのものです。プログラムの使用に先立って、契約書に 2 回署名する必要があります (イタリアの法律による要件)。

A.8 イスラエル。 第4章「一般条項」を以下のとおり変更します。「提訴に関する制限は制限法によるものとします。ただし、提訴理由が発生してから、または原告がそれを知ってから、2年以内に、提訴理由を示す通知書を送付することを条件とします。」

A.9 フィリピン。 当プログラム使用許諾契約書に関する訴訟の裁判地は、Makati, Metro Manila, Philippines の適切な裁判所とします。

A.10 アイルランド。 当プログラム使用許諾契約書のいかなる条項も消費者の制定法上の権利に影響を与えるものではありません。

A.11 アルゼンチン。 アルゼンチンの顧客は、サービスおよびプログラムを発注する時点で、プログラム使用許諾契約書 (アルゼンチン固有の条件を含む) のハードコピーを1 部受領するものとします。

A.12 チリ。 チリの顧客は、サービスおよびプログラムを発注する時点で、プログラム使用許諾契約書（チリ固有の条件を含む）のハードコピーを1部受領するものとします。

A.13 ギリシャ。 示された契約文言は確認のためのみのものです。プログラムの使用に先立って、契約書に署名する必要があります（ギリシャの法律による要件）。

A.14 南アフリカ。 当プログラム使用許諾契約書は南アフリカ共和国の法律により支配されるものとします。両当事者は、当プログラム使用許諾契約書に関して一方の当事者に対して行う訴訟について、かかる訴訟が当該法域を越える場合においても行政裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。ただし、管轄する最高裁判所にいずれの当事者も提訴できる権利は損なわれないものとします。

A.15 トルコ。 第4条の中の文言「2年」を「5年」に変更するものとします。当契約書に基づくすべての必要な通知を、電話番号 0212-280 0900（内線 1777）宛てに連絡するか、またはファックスを 0212-278 0478 へ送信するものとし、かつ下記宛てに書面で確認するものとします。 AT&T Global İletişim Servisleri Limited Şirketi, Büyükdere Caddesi, Yapıkredi Plaza, B Blok Kat 14, Levent 80613, İstanbul.

A.16 中央ヨーロッパおよびロシア。 当プログラム使用許諾契約書はオーストリアの重要な法律により支配されるものとします。当契約書またはその実行、履行、あるいは解釈から、またはそれに関連して発生したすべての紛争および論争は、最終的には Rules of Arbitration and Reconciliation of Arbitral Centre of the Federal Economic Chamber in Vienna (Vienna Rules) に基づき、当規則に従い選任された3人の仲裁人によって解決されるものとします。仲裁はオーストリアのウィーンにおいて行われるものとします。仲裁行為における公式言語は英語とします。仲裁裁定を最終裁定とし、両当事者はこれに拘束され、したがって、両当事者は Austrian Code of Civil Procedure の Paragraph 598(2) に従って、当コードの Paragraph 595(1)、Figure 7 の適用を明白に権利放棄するものとします。ただし、上記で規定した条項は、管轄裁判所において裁判手続きを取る権利を制限するものではありません。

A.17 マレーシア。 当契約書に関連して発生した紛争のうち、両当事者またはその代理人同士の折衝で解決できない紛争については、Kuala Lumpur Regional Arbitration Center の仲裁規則に基づき、仲裁裁定を受けるものとします。

A.18 パキスタン。 当プログラム使用許諾契約書はパキスタン・イスラム共和国の法律に支配されるものとします。

A.19 台湾。 台湾国内の顧客については、当契約書は台湾の法律により支配されるものとします。故意または重過失に起因する損害に対する責任は契約で解放または制限することはできないものとします。第4条の「いずれの当事者も訴訟原因の発生から2年を超えて、当プログラム使用許諾契約書に基づく提訴はできないものとします。」の文言は適用されないものとします。

A.20 ブラジル。 当プログラム使用許諾契約書はブラジルの制定法ならびに、特に、Code of Defense of the Consumer (Law nº 8.078/90)、および Law nº 9.609/98 および 9.610/98 の規範に従うものとし、以下の契約上の処理はそのまま存続するものとします。a) サービスおよび製品の提供およびサービスおよび製品の結果的損害および沿下的損害に関する AT&T の責任を限定すること、b) サービスおよび製品の保証人の責務から AT&T を解放すること、あるいは当保証の参照法定約定に正反対であること、c) すべてのコントラクターを第三者の結果的訴訟、沿下的欠点、欠陥、またはプログラム使用許諾契約書の作成者の権利の侵害の責務を除去すること、および d) ブラジルの制定法および、特に、著作権関連の規範、プログラムの著作権、コンピューター・プログラム関連の権利、および消費者の権利に反するものすべて。

A.21 スペイン。 当プログラム仕様許諾契約書はスペインの法律と特に7月19日付けのLaw 26/1984, Defense of the Consumers and Usersに支配されるものとします。

3章の"お客様の追加の権利"では以下が適用されます：当プログラム仕様許諾契約書での制限と除外は全体または部分的な契約の非履行または不完全な履行による私共の意図または重過失によって引き起こされた損害には適用されません。

4章の"その他"では"2年"を"15年"と読替えてください。

バージョン- February 15, 2007